　臨時的任用職員の任用期間に1日の空白がることに伴う不利益の解消に関する項目

　臨時的任用職員の任用につきましては、任用事由が生じるごとに任用しているところであり、今後とも、制度の趣旨を踏まえ、適切に対処していく。なお、任用期間等については、業務上必要な期間を任用しているところ。

　失業者の退職手当の制度について、対象者への周知に関する項目

　本人あてに、受給資格証交付の都度「受給手続きの流れ」を同封しているところ。今年度においては、より分かりやすいパンフレットに改正し、周知に努めた。

　また、「失業者の退職手当事務の手引き」を作成し、府立学校ＳＳＣ及び小中学校ＳＳＣのマニュアル規定集データ集に掲載し、毎年、時点修正等の改定を加えて、いつでも参照できるようにしているところ。

　非常勤講師の雇用について、別途団交を設定することに関する項目

　提出される申入書の内容を確認し適切に実施していきたい。

　雇用保険法の諸給付について、対象者への周知等に関する項目

　「社会保険・労働保険のしおり－健康保険・厚生年金及び雇用保険等の加入について－」の中で雇用保険の諸給付について掲載し、各学校を通じて配付・説明を行っているところ。